

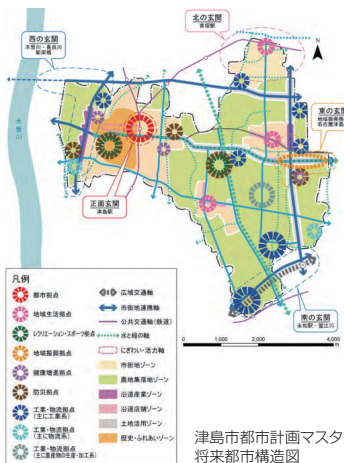
津島市

担当：まちづくり推進部まちづくり事業課企業誘致・土地利用推進グループ

tel：0567-55-9347 fax：0567-24-9010



ユネスコ無形文化遺産 尾張津島天王祭



津島市の特徴

津島市は、愛知県西部に位置し、津島神社の門前町として、また交通・経済の要衝である湊町として、近世・中世を通じて繁栄してきました。

東名阪自動車道、名古屋高速道路に接続しやすく、鉄道も通っており、名古屋から16km・30分圏内とアクセス面で大変恵まれております。

都市計画法第34条第12号の規定に基づく区域を6か所（宇治区域7.2ha、白浜区域6.5ha、鹿伏兎区域7.2ha、越津下切区域18.2ha、しらしんどんおあなわ下新田・大縄区域3.4ha、金柳区域8.4ha）指定し、企業誘致を推進しております。



津島市長 日比 一昭

また、令和3年12月に津島市都市計画マスタープランを改定し、新たに工業・物流拠点を位置付けました。今後、誘致エリアを追加していきますので、津島市への立地を是非ご検討下さい。

企業立地促進補助金

敷地面積0.3ha以上の工場等の新設・拡張増設で、市街化調整区域の技術先端型事業、または都市計画法第34条第12号指定区域の技術先端型事業、及び、条例で規定する市長が定める業種に属する事業を行う企業が対象。固定資産税納付額（土地を除く）を、納付の翌年度から3年間、50%交付。本社移転・新設の場合は初年度100%交付、2～3年目は50%交付。

インフラ整備補助金

敷地面積0.3ha以上の工場等の新増設で、都市計画法第34条第12号指定区域の技術先端型事業、及び、条例で規定する市長が定める業種に属する事業を行う企業に、今後、市が管理する道路等のインフラ整備工事費の50%または敷地面積ごとに設定する上限金額のいずれか低い額を補助。

〈詳細は下記HPをご覧ください〉

<http://www.city.tsushima.lg.jp/shisei/shigotokanren/tsushimasangyou.html>

愛西市

担当：産業建設部企業誘致課企業誘致グループ

tel：0567-55-7127 fax：0567-26-1011

愛西市の特徴



愛西市市長 日永 貴章

愛西市は、愛知県の西部に位置し、国内随一の国際貿易港の名古屋港に近く、名古屋市部へは東名阪自動車道を経由して約30分と、交通アクセスに優れることから、中部圏の物流拠点としての役割を果たしております。

本市では現在、東名阪自動車道の弥富ICに近接する地区で、約13haの愛西佐屋地区工業用地が開発決定し、今後、造成工事を予定しております。企業の皆様には本市での立地をご検討いただければ幸いです。



愛西市企業立地奨励制度

- ・建物及び償却資産に課される固定資産税相当額を3年間交付（立地促進奨励金）
- ・市内在住の新規常用従業員を継続雇用した場合、1名につき15万円を交付（雇用促進奨励金、建物賃借型雇用促進奨励金）

【愛西佐屋地区工業用地 計画図】



工業用地や奨励制度等の詳細は愛西市HPをご覧ください
<https://www.city.aisai.lg.jp/>
（トップページの「事業者向け情報」からお入り下さい。）